

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーション課題における課題1から課題3について、「プレゼンテーション事前学習レポート」を作成し、専用の封筒で提出して下さい。試験当日、課題3についてプレゼンテーション(発表)を行って下さい。プレゼンテーションにおいては、プレゼンテーション用メモシートのみ参照できます。

【実施要領と注意事項】

1. プレゼンテーション(発表)について

- (1) プレゼンテーションは、課題3について行います。
- (2) プレゼンテーションの時間は5分以内とします。また、面接を15分程度行います。
- (3) プレゼンテーションは口頭によるものとします。なお、パワーポイント等は使用できません。
- (4) プレゼンテーション時に使用できるのは、「プレゼンテーション用メモシート」1枚のみです。
- (5) プレゼンテーションは原則として立った状態で行って下さい。ただし、怪我や体調不良など特別な事情がある場合はこの限りではありませんので、審査員に申し出て下さい。

2. 「プレゼンテーション事前学習レポート」について

- (1) プレゼンテーションの事前準備として、レポートの作成と提出が必要です。課題1から課題3について、「プレゼンテーション事前学習レポート」の指定された頁に黒のボールペンで自ら手書きでレポートを作成し、出願期間内に、出願書類とは別に提出して下さい。その際、ホッチキス留めせずに提出して下さい。また、プレゼンテーション事前学習レポートのすべての頁に氏名を書いているか、確認の上で提出して下さい。
- (2) 課題1から課題3のレポートを作成する際に、本・論文・新聞記事・ウェブサイトなどを参照した場合には、参考文献欄にその文献等を書いて下さい。これらは文字数に含めません。
- (3) 「プレゼンテーション事前学習レポート」(課題1～3と参考文献欄を合わせて、A4サイズ合計8頁)を送付して下さい。A4サイズの角2封筒(角形2号)を購入し、提出物を折り曲げずに封入して下さい。封筒の表面には、A4サイズのプレゼンテーション事前学習レポート提出用宛名用紙を貼り付け、それを専用の封筒として、郵便局で簡易書留により送付して下さい(ポストへの投函は不可)。出願封筒とは送付先が異なるので、必ずプレゼンテーション事前学習レポートの専用の封筒で送付するよう、注意しましょう。提出期間は、2018年11月22日～2018年11月27日(消印有効)です。

3. 「プレゼンテーション用メモシート」について

- (1) プレゼンテーションを行う際に参照する資料として、「プレゼンテーション用メモシート」(以下、「メモシート」と略します)を使用することができます。但し、自ら手書きしたものに限り、記入例を参照しながら、自分で自由に「メモシート」を完成させて下さい。
- (2) 試験当日に、「メモシート」(原本)を1部、および、それをコピーしたものを1部、計2部を持参し、原本を提出して下さい。
- (3) 「メモシート」の使用は任意です。「メモシート」を使用しない場合には、氏名を記入の上、白紙の「メモシート」を提出して下さい。

【プレゼンテーションにあたっての心構え】

1. 情報を収集・整理して、自分の考えをまとめましょう

課題に関する情報や資料を幅広く収集し、自分なりに整理・分析して、自分の考えをまとめましょう。自分の考えをまとめる際は、良い・悪いといった価値判断だけでなく、客観的な理由もあわせて具体的に示すことを心がけましょう。

2. 情報収集の方法等に留意しましょう

情報収集のツールとしてインターネットは便利ですが、不正確な情報もあるので注意が必要です。例えば、Wikipediaのように執筆者が不明なウェブサイトは利用を控えましょう。インターネットからの情報を利用する際は、必ず情報源を確認し、信頼できる情報を利用しましょう。

本・新聞・論文・ウェブサイトなどを参照した場合は、「プレゼンテーション事前学習レポート」の参考文献覧に記入しましょう。(例:「女性専用車両に関する世論調査」『〇〇新聞』〇年〇月〇日付東京朝刊〇面)。なお、参考文献がない場合は、参考文献欄は、氏名を記入の上、白紙のまま提出してください。

文章を書く上では、「あなた自身の考え」と、「他者の考え、情報を引用・参考にした部分」とを明確に区別しましょう。

3. 聞き手に効果的に伝えるための練習をしましょう

調べたことや自分の考えを5分という限られた時間で効果的に伝えられるように、練習をしておくことが必要です。その際、問いに答えているか、具体的かつ論理的な説明になっているか、などをチェックしましょう。

4. 法学部長によるポイント解説を確認しましょう

関東学院大学法学部公式ウェブサイト (<http://hougaku.kanto-gakuin.ac.jp/>) から、「学部長によるA0選抜課題型ポイント解説」の動画を視聴できます。プレゼンテーション事前学習レポートの作成や、実際のプレゼンテーションにおけるポイントを確認しましょう。

なお、動画ならびに動画リンクの転載は禁止します。

関東学院大学 アドミッションズセンター

TEL: (045) 786-7019 (月～金) 9:30～16:00 (土) 9:30～12:00

2019年度 関東学院大学法学部 A0 選抜 (11月募集) 「課題型」

プレゼンテーション課題

1. 課題

次の文章を読んで、以下の課題1～課題3について「プレゼンテーション事前学習レポート」を作成した上で、課題3についてプレゼンテーション（発表）を行って下さい。

以下は、電車の女性専用車両についてのAさんとBさんの意見です。

Aさん

女性専用車両は、男性に対する逆差別である。女性だけが乗ることのできる車両があるということは、女性に対する優遇であり、男性に対する差別である。これは「男女平等」に反する。「男女平等」を実現するためには、女性も男性も同じように扱うべきであり、女性だけを優遇する女性専用車両は設けるべきではない。

Bさん

女性専用車両は多発する痴漢への対策措置である。そもそも、電車で痴漢にあうのは圧倒的に女性が多い。そのため、女性は痴漢に対する不安や恐怖を感じながら電車に乗っており、女性のほうが男性よりも電車に乗ることへのストレスが大きい。そこで、被害に遭いやすい女性だけが乗ることのできる車両を設けることで、女性も男性と同様に安心して電車に乗ることができるようになる。以上のことから、女性専用車両は、「男女平等」に反しない。

課題1. AさんとBさんとは「平等」の捉え方が異なります。AさんとBさんの「平等」のとらえ方の違いについて、形式的平等と実質的平等の観点から、300字～400字で説明して下さい。

課題2. 現在、政治や福祉など多くの領域において、実質的平等を実現するための対策が進められています。これらの対策の例をひとつ挙げ、その概要について300字～400字で説明して下さい。

課題3. 現代の社会においては、さまざまな「不平等」が存在します。その「不平等」の例をひとつ挙げ、その実態（歴史的経緯や関連する要因など）を明らかにした上で、その「不平等」を是正するために必要なことは何か、あなたの考えを1600字～2000字で述べて下さい。なお、あなた自身の「平等」のとらえ方を明確に示した上で論述して下さい。

2. プレゼンテーションの評価基準

以下の点を中心に評価します。

- ①課題内容を適切に理解しているか。
- ②テーマの設定が適切なものであるか。
- ③調査がなされており、その根拠が示されているか。
- ④調査をもとに、あなたの考察が述べられているか。
- ⑤論理性のある、正しい言葉で表現されているか。
- ⑥プレゼンテーションにおいて、規定の時間に従い、わかりやすく説得的に表現しているか。

氏名 _____

本や論文、新聞記事を参照・引用した場合には、この用紙に出典を明記してください。

郵便局窓口で
簡易書留の
手続きを
行ってください。

236-8501

横浜市金沢区六浦東1-50-1

関東学院大学

学部庶務課(法学部)
プレゼンテーション事前学習レポート受付 行

簡
易
書
留

2019年度 法学部AO選抜(11月募集)「課題型」
プレゼンテーション事前学習レポート 専用封筒

プ
レ
ゼ
ン
テ
ー
シ
ョ
ン
事
前
学
習
レ
ポ
ー
ト
在
中

選抜区分		AO選抜(11月募集)「課題型」	
志望学科		法学科 ・ 地域創生学科 (○で囲んでください。)	
差出人	住所	(〒 -)	
	電話番号	(電話 - -)	
	フリガナ		
	氏名		

- ※郵送する前に、以下を必ず確認してください。
- ページが抜けていないことの確認(合計8頁)
 - レポート以外のものが入っていないことの確認

提出期間:2018年11月22日~2018年11月27日(消印有効)

ポストへの投函不可。郵便局窓口で簡易書留の手続きを行ってください。

プレゼンテーション用メモシート

氏名 _____

プレゼンテーション時に使用できるのは、「プレゼンテーション用メモシート」1枚のみです。この用紙を両面印刷して使用してください。

裏面へ

プレゼンテーション用メモシート

プレゼンテーション用メモシート【作成例】

氏名 関東 法子

プレゼンテーション時に使用できるのは、「プレゼンテーション用資料」1枚のみです。この用紙を両面印刷して使用してください。

【医療的ケア児に関する教育的不平等の問題】

医療的ケア児とは・・・

生活する中で「医療的ケア」（痰の吸引、経管栄養、酸素吸入、気管切開の管理など）が必要な子どものこと。

医療的ケア児に関する教育的問題

2005年：9,403人
2015年：17,078人
* 公立小中学校に819人在籍

① 新生児医療の発達により、医療的ケアが必要な子どもは増加。

② 東京都方針：「痰の吸引や経管栄養が必要な児童生徒は基本的には訪問教育」（1988年）

【不平等の例】

校長に「学校内で経管栄養をしてもらっては困る」と言われた保護者が、校門の外で待機。必要な時に子どもが学校から出て、学校の敷地外で経管栄養を行う。

③ 児童福祉法が改正（2016年）

⇒ 医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けられるよう、保健・医療・福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に関する努力義務を規定。

➡ 医療的ケア児に対する教育を推進していく必要性が高まり、法整備が徐々に進んできた。

しかし、医療的ケア児の教育の不平等は解消されていない！

問題点① 教育的ニーズと異なる「医療的ケアの有無」が就学措置の条件。

例) ある県では、「原則として訪問教育（家庭に教員が訪問）において教育を行う」としている。

➡ 「他の子どもとともに学ぶ」という機会が奪われているのでは？

訪問教育の時間は限られており、他の子と比較し学習の時間が少なくなるのでは？

裏面へ

プレゼンテーション用メモシート【作成例】

問題点②通学が許可されても、保護者の付き添いが条件になっている。

➡ 保護者が付き添えない場合は、通学ができない。

「親から離れて教育を受ける」「親と離れて他者と関わる」機会が奪われているのでは？

◆事例その①◆ Aさん（10歳、先天性難病、人工呼吸器・経管栄養）

医師から「小学校への通学は可能」と言われているにも関わらず、学校から「通学には保護者の付き添いが必要」とされた。通学を希望しているが、両親共働きのため通学できない。特別支援学校教員による訪問教育を受けているが、1日2時間(週3回)に限られている。

◆事例その②◆ Bくん（8歳、痰の吸引・人工呼吸器）

両親が交代で付添って学校に通っている。親が常に教室に待機。B君にとっては「親が近くにいるのが当たり前」の状況となってしまう。本来学校は、親から離れた環境であるはずなのに、B君にとっては家庭と変わらない環境にあり、自立心が育ちにくい。学校には常駐の看護師はいるが、人工呼吸器のケアは禁止されている（学校・教育委員会が禁じている）。

医療的ケア児の教育的不平等を是正するために何が必要か？

① 人的資源の投入と連携

- ・看護師の配置・・・2015年に公立小・中学校で医療的ケアに携わる看護師数は、352名のみ。
- ・教員の増員と配置
- ・学校外機関との連携・・・医療機関・保健所・家庭など

もっと必要！

数の確保だけではなく、中身も充実させる（ケアができる体制）

② 学校教育への柔軟な姿勢

- ・「学校は～であるべき」「子どもは～しなければならない」などのような、一律的・固定的な考え方を見直し、一人一人にあった柔軟な対応を検討することが必要。

◆私の「平等」のとらえ方◆

- ・そもそも教育を受ける権利はすべての子どもに保障。（教育の機会均等）。
- ・単に教育の機会が均等であるというだけではなく、その質的な側面にも着目して考えるべき。
- ・学校教育では、マジョリティ（健常児）にあわせたシステム・制度になりがち。
- ・現行システム・制度にあわない子どもに対して特別な支援・配慮をすることが「平等」。

➡ 医療的ケア児に関する教育的不平等においては、教育現場における実質的平等を確保する観点から、より柔軟かつ手厚いサポートを行うことで、是正を図っていくべき。